

税制適格ストック・オプションの特例の適用

(特例を適用するとエンジェル税制適用対象外となる)

目次

1. 新株予約権の意義
2. 原則「税制非適格ストック・オプション」
3. 特例「税制適格ストック・オプション」
4. 原則と特例の比較
5. エンジェル税制の優遇措置との関係
6. 投資契約書における株主が会社に約束する事項

1. 新株予約権の意義

新株予約権（ストック・オプション）とは、**株式をあらかじめ定めた価格（権利行使価額）で取得できる権利**をいい、取得者は、発行会社に対して権利行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受けることができます。

2. 原則「税制非適格ストック・オプション」

新株予約権（ストック・オプション）の権利を行使し、権利行使価額より取得した株式の時価の方が大きい場合には、取得した株式に含み益という経済的利益が生じます。この経済的利益（含み益）についての課税の方法については原則と特例の2つが認められております。**原則は、この経済的利益（含み益）についての課税を「行使時」において「給与所得等」として行う方法**です。この原則を「**税制非適格ストック・オプション**」といいます。

3. 特例「税制適格ストック・オプション」

これに対し、租税特別措置法第29条の2では、**特例として一定の要件を満たす場合、権利行使時における給与所得課税等を「株式売却時まで繰り延べ」て「譲渡所得（申告分離課税）」として課税することを認めております**。この特例を「**税制適格ストック・オプション**」といいます。

4. 原則と特例の比較

原則と特例では、ストック・オプションに関する経済的利益（含み益）に対する**課税の時期（株式取得時か株式売却時か）と税率（給与所得か申告分離課税か）**

が異なります。一般的には特例の方が有利と言われております。

5. エンジェル税制の優遇措置との関係

ストック・オプションに関する経済的利益に対する課税を株式取得時に行うという原則を適用した場合には、エンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

しかし、当該課税を株式売却時に繰り延べるという特例を適用した場合には、エンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。

6. 投資契約書における株主が会社に約束する事項

様式集（令和2年4月改定）の参考10の投資契約書第4条第2項では、株主の会社に対する約束事項の一つとして、「租税特別措置法第29条の2に規定する新株予約権に係る同上第1項本文の規定の適用を受けないこと。」と規定されています。

この意味は、株主がエンジェル税制に関する優遇措置を受ける代わりに、ストック・オプションに関する経済的利益（含み益）に対する課税を株式売却時に繰り延べるという「税制適格ストック・オプション」の適用を受けないことを株主が会社に約束するということです。